

# 職員不祥事に関する調査特別委員会報告書

付託事項 職員の不祥事再発防止に向けた職員の意識改革の徹底と組織、機構に関すること。

平成22年3月1日

庄原市議会  
職員不祥事に関する調査特別委員会

委員長	八谷文策
副委員長	林 高 正
委 員	谷口隆明
	小谷鶴義
	門脇俊照
	垣内秀孝
	岡村信吉
	福山権二

## はじめに

滝口季彦市長は、就任以来、職員の意識改革や、開かれた市政、市民参加による市政、また徹底した情報公開など次々に掲げながら組織改革や意識改革に取り組んできた。

しかし、平成 21 年 7 月になって元庄原市水道課主任技師 土居健太による詐欺事件という不祥事が明らかとなり、市長が目標としていることと現実に乖離があることが判明した。

この事件は、信頼していた職員が、在職中に私的物品を購入する金を捻出するために、庄原市発注の東城町川西浄水場機械電気設備改修工事に関して工事費を水増しして、その金を市から受注業者の口座に振り込ませることで詐取したという市政史上でも特異な事件である。

この事件については、事態の重大性から市民の付託を受けた市議会として、行政のチェック機能を果たし、市民に対して真相を明らかにするため、去る平成 21 年 8 月 10 日、臨時会において職員不祥事に関する調査特別委員会を設置し、真相を究明することを決定した。

当委員会は、平成 21 年 8 月 10 日から平成 22 年 3 月 1 日まで、延べ 14 回にわたり委員会を開催し、その間、土居健太被告の父親を参考人として出席を求めたが、公判中ということで出席はかなわなかったが、竹内光義議員を委員外委員として出席を求めるとともに、執行部からは市長、副市長をはじめ関係課の職員の出席を求め、事件の真相究明のため調査、審議を尽くしてきた。

この間の当委員会の審議状況や、審議の中で明らかとなった問題点及び責任の所在等について報告する。

## 調査結果の概要

1	事件の経過及び行政対応等の概要	1
2	行政対応の問題点、疑問点などについて	
	(1) 組織全体としての問題点	3
	(2) 情報の共有と伝達方法の問題	3
	(3) 服務規律と職員の意識改革、人事管理の問題	3
	(4) この件を把握してから今日にいたるまでの行政対応の問題	4
	(5) 議会や市民に対する情報公開や説明責任の問題点	4
	(6) 不祥事の責任	4
	(7) 調査・審議等を踏まえての疑問点	5
3	責任の所在と再発防止策等について	
	(1) 責任の所在について	5
	(2) 再発防止策について	6
4	まとめ	7
5	提言	8

## 調査結果の概要

### 1 事件の経過及び行政対応等の概要

事件の経過とそれに対する行政対応等の概要は以下のとおりである。

詳細については、特別委員会の審査経過の概要及び行政対応等の概要を参照していただきたい。

(1) 平成8年4月1日

元庄原市水道課主任技師 土居健太が旧東城町職員として採用される。

以降、建設課土木建築係、都市下水道係を経る。

(2) 平成16年4月1日

旧東城町の水道課へ異動。

(3) 平成16年8月頃

上水道台帳作成業務委託において、業者からパソコン等を要求し、受け取っていたとされる。平成21年9月16日に開かれた第1回公判で検察が陳述。立件は見送られる。

(4) 平成21年3月12日

A社(有)宮田工務店)より、工事の中で、B社(有)日進設備工業)に市の備品としてPC、カメラ等を買わせ市に持って帰っているらしいと市に通報がある。

(5) 平成21年3月13日～3月18日

A社、B社へ事実確認。偽造設計書を確認。

(6) 平成21年4月28日

元庄原市水道課主任技師 土居健太が業者から詐取したことを認める。

市が顧問弁護士に相談。

(7) 21年5月26日

庄原警察署へ相談。以降事情聴取、該当工事関係書類の提出を求められる。

(8) 平成21年7月1日

東城町川西浄水場機械電気設備改修工事にかかる関係書類外を庄原警察署が押収。

(9) 平成21年7月15日

東城町川西浄水場機械電気設備改修工事に関して、水増し分を含む虚偽の工事変更契約を行い、受注業者であるC社{(株)山産備北営業所}を介して詐取したとして土居健太逮捕。

家宅搜索、関係書類押収。執行者謝罪会見。

(10) 平成21年7月16日、7月27日

議員全員協議会にて執行部が事件の経過説明を行う。

(11) 平成21年7月30日

第1回庄原市不正防止対策本部会議開催。

(12) 平成21年8月4日

土居健太公金詐欺で起訴。

(13) 平成21年8月10日

庄原市職員定数条例の一部改正が可決。

水道事業にかかる検査事務の体制整備

職員不祥事に関する調査特別委員会を設置。第1回委員会を開催。

(14) 平成21年9月16日

土居健太被告第1回公判、起訴状朗読、罪を認める。

(15) 平成21年9月18日

土居健太懲戒免職。

(16) 平成21年10月16日

第2回庄原市不正防止対策本部会議開催。

(17) 平成21年10月20日

C社{(株)山産備北営業所}を平成19年度施工、川西浄水場機械電気設備改修工事において、不正及び不誠実な行為があったとして、平成21年10月20日から平成22年8月19日まで指名除外。

(18) 平成21年10月29日

土居健太被告第2回公判。証人尋問及び被告人質問。

(19) 平成21年11月19日

土居健太被告第3回公判。論告求刑、厳しい処罰が必要であるとし、懲役3年を求刑。

(20) 平成21年12月18日

第8回定例会において中間報告を行う。

(21) 平成21年12月22日

土居健太被告の判決公判が広島地裁であり、「利欲的な動機に酌量の余地はなく、計画的で悪質な犯行」などとして、懲役2年6月、執行猶予5年(求刑懲役3年)を言い渡す。

なお、市が東城町川西浄水場機械電気設備改修工事において受けた被害額519万7,500円及び立件されなかった平成16年度の案件56万3,313円を水道事業会計の口座へ振り込んで弁償。また、水道係が取得していた発電機については、(株)山産備北営業所へ返却し、相当額について水道事業会計の口座へ入金済。

(22) 平成22年2月4日

第3回庄原市不正防止対策本部会議開催。

(23) 平成22年2月19日

不正防止対策委員会開催。

(24) 平成21年8月10日～平成22年3月1日

職員不祥事に関する調査特別委員会において、14回の調査、審議を尽くす。

## 2 行政対応の問題点、疑問点などについて

当委員会は、この事件の真相解明を図り、市民の期待に応えるため、延べ14回にわたり、市長及び執行部関係者の出席を求め、精力的に質疑を行い事実解明に努めた。

この事件は、元庄原市水道課主任技師 土居健太が在職中に庄原市が発注し、2,719万5,000円で落札受注された庄原市東城町川西浄水場機械電気設備改修工事に関して、

平成 20 年 2 月中旬頃、東城支所において、519 万 7,500 円を水増しした 681 万 9,750 円分の追加工事を実施する必要がある旨の虚偽の工事変更伺いを水道局水道課に提出し、工事代金、合計 3,401 万 4,750 円を受注業者に振り込ませることにより詐取したものであり、刑事事件にまで発展するという極めて異常な事件である。

市の担当課である水道課がこの事件の発端となった通報を受けたのは、平成 21 年 3 月中旬で、その後の組織としての対応、情報管理等の対応が速やかに行なわれなかったことが問題である。

## (1) 組織全体としての問題点

### ① 市役所組織全体を挙げての対応となっていない。

事件の内容、重大性から考えて全庁的な対応が必要な大きな問題であるが、事件の市長への報告、正確な情報が遅延していたこと、事の重大性が認識されていないとも捉えかねない言動、不正行為に対しての原因分析、再発防止対策への対応など市民の信頼を回復するための、組織を挙げての対応がなされているとは言い難い。

### ② 縦の連携が欠けている。

東城水道係と本庁水道課との意思の疎通が極めて不十分である。事前協議、決裁、指摘事項、決裁区分など挙げればきりがなく、重要な時期に判断ミスを犯すなど組織的な犯罪ととられてもおかしくない言動が数多くあった。

それは次のとおりである。

- \* 東城ゴルフ場での検針場所に雨水等が流れ込み、検針できないことから、改善対策として携帯発電機の購入が係として検討された際、予算要求あるいは、工事の中で対応するなどのやり取りが東城水道係で行われたにも関わらず、何も疑問を持たずに不正取得が行われていた。
- \* 電動弁設置台 3 台、ポンプ制御盤面の更新内容での実施設計であったが、図面には場内監視盤部分にかかる基礎が示されていた。
- \* 指名業者選定伺いが無い、監督員の通知文書が無い、工事打ち合わせ簿の不備、変更指示書・変更協議書が無いなど、事務手続きの問題点が露呈した。

## (2) 情報の共有と伝達方法等の問題

事業、工事を発注する場合、そのプロセスがあるが、その手続きの欠落、チェック体制の不備が見つまっている。案件については、関係する部署が速やかに正確な情報を共有したうえで、適切な対策、対応を講じることが大切であるが、その前提となる情報の共有が全くできていない。重要な情報は文書化し決裁を取るべきであり、緊急の場合でも、まず口頭で伝え、後で必ず文書で報告すべきであるが、この基本的なことがほとんどできていない。

## (3) 服務規律と職員の意識改革、人事管理の問題

- ① 事件を起こした本人が全体の奉仕者としての自覚を見失ったことが最大の問題であるが、職務を遂行するにあたって、これを契機としてすべての職員が服務規



律を深く認識する必要がある。

- ② 情報を隠す、身内や組織をかばうという旧態依然とした感覚を払拭し、市民のために奉仕するという基本に立ち返った意識改革を行う必要がある。
- ③ 東城水道系の職員体制は合併前、課長を除き5人であったものが平成17年には4人、平成18年からは3人体制となっており、一部業者委託はされているものの、市民に安全な水を供給する体制として機能しているか検証する必要がある。

#### (4) この件を把握してから今日にいたるまでの行政対応の問題

市がこの一件の詳細を調査する段階での初期の対応に、この事件の重大なポイントがあると判断されるので、以下具体的に述べる。

##### ① 水道課の認識と対応

水道課は、通報があってから課長を中心に通報業者及び関係業者への聞き取り調査、事実確認を積極的に行うとともに、設計書等の作成過程の確認作業、証言確認、警察との調整を行い、事件の全容については全てを把握し、市長、副市長にその内容を報告している。

##### ② 市長部局の認識と対応

水道課に任せたままで市長部局としての対応がおろそかにされていたと思慮する。

#### (5) 議会や市民に対する情報公開や説明責任の問題点

滝口市政は、開かれた市政の推進を掲げ、情報公開や説明責任を大きな柱として掲げているが、この事件の一連の行政対応や当委員会における審議状況等から総合的に判断すると、市民や議会に対する情報提供が不十分で、説明責任を果たしているとはいえない。

身内をかばい、組織の体面を保つという姿勢が随所に見られ、むしろ真相解明や情報公開、説明責任に関しては消極的であると言わざるを得ない。

新たな事件発覚とこれに関する執行部の説明や答弁のあいまいさなどはこれを端的に示すものである。

#### (6) 不祥事事件の責任

庄原市水道事業管理者である市長は、懲戒免職とした元主任技師による一連の詐欺事件に関し、管理監督者としての責任を明らかにするため、市長の給料を時限的に減ずる特例措置を講じるため、平成21年12月分の市長の給料月額を10分の2減じた額とする特例に関する条例案を11月開催の臨時会に上程。

議会審議においては、処分が軽すぎる、時期尚早であるなどの質疑があり、賛否同数で議長採決となり、条例案は可決されたが審議過程は市民の行政批判を反映したものとなった。

また、この事件に関係して平成21年11月1日付けで職員の懲戒処分がなされた。

- ① 課長 減給10分の1 1カ月
- ② 係長 減給10分の1 6カ月

- ③ 係長 戒告
- ④ 係長 戒告
- ⑤ 主任主事 停職 3カ月

#### (7) 調査・審議等を踏まえての疑問点

本委員会における執行部の説明や答弁内容には疑問や食い違い、不自然を感じる  
こと、信じ難いことなどが余りにも多い。

以下、これらの点を指摘する。

- ① 行政内部のチェック体制の不整備、甘さ
- ② 元職員の説明を鵜呑みにしていたこと、信じたこと
- ③ 東城水道係と本庁水道課との意思疎通の欠如
- ④ 執行部の内部資料に関する議会説明が不十分であったこと

### 3 責任の所在と再発防止策等について

この事件は通常考えられないような異例な事件で、この不祥事を通じて市政に対する信  
頼を根底から損なうという最悪の事態を迎えることとなった。

この問題について、市として責任の所在を明確にするとともに、今後、二度と再びこの  
ような不祥事が起こることがないように、適切かつ抜本的な対策が求められる。

#### (1) 責任の所在について

##### ① 元職員の責任

元職員は、平成21年8月5日無給休職、平成21年9月18日懲戒免職となっている。

平成21年12月22日、判決公判が広島地方裁判所であり、懲役2年6月、執  
行猶予5年を言い渡した。カメラやノートパソコンなどを得るために、発注者側  
としての優位な立場を利用して業者に協力させ、工事費を水増ししたと認定。「利  
欲的な動機に酌量の余地はなく、計画的で巧妙、悪質な犯行。水道事業への信頼  
を失墜させ、強い非難に値する」としている。

被告人の責任は厳しく追及されるのは当然であるが、市の組織体制等について  
の責任も当然あると考えられる。

##### ② 組織全体としての責任

これまでも明らかにしたように事件の重大性からすると、全庁的な対応を早期  
にすべきであったが、それがなされているとは言い難い。このような危機管理に  
対応できない組織、職員の意識構造になっていることは、最高責任者である市長  
をはじめ、人事管理、危機管理部局である総務課、通報があるまで全く見抜けな  
かった組織体制、事務事業における連携の欠如、情報の共有や伝達の欠如など水  
道課においては重大な責任があると言わなければならない。



## (2) 再発防止策について

再発防止策については、これまで事件の概要や行政対応の問題点等を明らかにしてきたので、原因や対策を分析・検討する中でおおむねその項目が整理される。

具体的な再発防止策は、執行機関において検討・策定することが適当と考えるので、当委員会として主要な項目についてのみ指摘する。

### ① 市職員（特別職を含む）の意識改革の推進と公務員としての資質の向上

- \* 市民全体の奉仕者としての意識の確立
- \* 法遵守の精神の徹底と懲戒処分事由等に対する認識の徹底

### ② 機能的なシステムづくり

対応は、市の組織を立ち上げただけでは何もならないのであって、ただちに対応できる必要がある、そのためのシステムを確立すること。

- \* 特定の個人が判断をするような対応をさせない
- \* 組織の縦、横の連携強化
- \* 本庁、支所の会議の活用
- \* 初動の判断ミスが事件につながるのを、初期に慎重かつ組織的な対応を行う

### ③ 適切な進行管理

事務事業の執行状況を常に計画と比較し、的確に把握して、事務事業の適時適切な執行及び行政効果の実現を図るため、進行管理の担当者を複数とする体制を確立する必要がある。

### ④ 情報の共有化の促進と情報伝達方式の抜本的改善

- \* 課内における上下間の情報共有化
- \* 文書メモによる明確な情報の伝達と整理保存
- \* 職員間の報告、連絡、相談可能システムの確立
- \* 事務引継ぎの適正化
- \* 情報伝達や意思疎通が自然にできるような風通しのよい職場環境づくり

### ⑤ 適正かつ公平な組織・人事管理の確立

- \* 組織全体で相互チェックする仕組みづくり
- \* 綱紀粛正と不正防止の仕組みづくり
- \* 職員の資質の向上と適正な配置

### ⑥ 市民や議会に対する情報公開や説明責任の推進充実

自ら積極的に情報を提供するとともに、説明責任を果たすよう最善の努力をすること。

## 4 ま と め

当委員会は、事件の真相を究明するため、14回にわたって委員会を開催し、水道事業の最高責任者である市長以下副市長、関係職員の出席を求め、慎重な調査、審査を行った。

その結果、今事件は元庄原市職員が起こした前代未聞の大事件であり、また、市の職員としても、人間としても守らなければならない倫理観が欠如したことによる極めて特異な事件であると判明した。

しかしながら、総体として決裁規則の遵守という原則対応が機能しておらず、組織として当然の業務を行わず、犯罪を助長した面は否めない。当然のチェック機能が働いておればこういうことはなかったという執行部の総括視点は重要で、公判担当裁判長が市のチェック機能に問題があったと判決に言及したことを重く受け止めなければならない。

また、市がこの事件の概要を把握した後、事件が表面化するまで時間がかかり過ぎかつ不透明で市民の市政に対する信頼を根底から損なうという深刻な事態となり、行政対応に極めて重大な問題があった。

この主たる原因は、市の組織管理、危機管理、業務の進行管理等に欠陥があり、当時の責任ある立場の者が誰一人その職に見合う責任と義務を全うしていなかったと言わざるを得ない。

地方公営企業法では、管理者は水道事業では必置とし、すべての経営に執行権を委ねて業務に専念させ、業務の執行に関しては地方公共団体を代表するとしている。ただし、小規模の事業については、条例の定めによって、管理者を置かないことができ、この場合、管理者の権限は地方公共団体の長が行うとされており、重要な責務を負っている。本調査特別委員会において、市長みずから「あて職」であるとの発言があったところであるが、水道事業における管理者としての市長の責任は重い。

さらに、公営企業法第10条に基づく庄原市水道事業管理規程には、東城水道係の分掌事務として設計及び工事に関することは規定されていないにも関わらず、水道課長の判断で設計・工事を東城水道係に担当させており、庄原市水道事業を管理する規程の整備とその運用に関して重大な欠陥があったことが判明した。

また、平成17年度から平成21年度まで、職員の休職者数が増加していることにも注目しなければならない。平成21年度を抜粋しても、4月2名、6月3名、8月5名、10月6名、12月8名が病気休職している。このような職員の健康状態は業務量に適合する要員配置数をはじめ、適材適所についても検討された人事配置となっていない点があると指摘せざるを得ず、今回事件の遠因として認識するべきではないかと警鐘するものである。労働安全衛生委員会も一昨年11月30日に開催されて以後、本年2月4日までの約1年2カ月の間、開催されていないということも指摘しなければならない。

この事件の異常性や事件に対する市の対応の不手際により市民が抱くこととなった行政に対する不信感は市としては極めて憂慮すべき事態であり、このような行政不信を招いた市の責任は重大である。

市は今後当委員会が指摘した問題点や責任問題、再発防止対策などを踏まえ、事件の背景や原因を徹底的に分析し、総合的かつ抜本的な対策を早急に樹立すべきである。

そして、職員一人ひとりの決意のもと、組織を挙げて着実に実行し、一日も早く市政の信頼回復に全力で取り組むよう要請するものである。

## 5 委員会の提言

- 1 自治体職員としての自覚を高めるための研修を重ね、意識の改革を行うこと。
- 2 職員不祥事事件等が発覚した場合、その事実経過と問題点を調査する際、市行政内部の担当課や行政内部調査組織による事実解明には限度があるため、第三者の構成による調査特別委員会を設置すること。
- 3 市民に信頼される行政を築くため、職員倫理条例を制定すること。
- 4 全市広域にわたる水道事業に責任を持つために、水道事業管理に専念する専門性の高い知識を有する職員を育成し適正配置すること。  
また、人事には、業務量に相当する職員配置数を考慮し、健康管理を最優先すること。
- 5 不祥事の再発防止対策として、公益通報者保護条例を制定すること。

## 職員不祥事に関する調査特別委員会の審査経過の概要及び行政対応の概要

年月日	事件の経過	市及び水道課	議会
平成21年3月12日	A社より、通報		
3月13日	B社への事実確認 → (否定)		
3月18日	A社へ事実確認 → (偽造設計書を確認) B社へ再度の確認 → (一部肯定)		
3月18日 ～ 3月31日	内部で設計書等の作成過程の確認作業開始 おおむねの設計書作成経過を把握		
4月9日	弁護士相談(1回目) 本人に事実の確認をとるよう指示あり		
4月14日	本人に確認 → (本人全面否定)		
4月21日	再度本人に証拠書類を提示しながら確認 → (意思表示なし)		
4月28日	市長、副市長に対し、本人が事実を認める 弁護士相談(2回目) 事実関係の確認を本人・業者からするよう指示あり		
4月30日	土居本人とB社から別々に事実確認 ↓ 両者の証言内容がおおむね一致		
5月19日	弁護士相談(3回目) 犯罪の特定が非常に難しいケースであり、 警察へ相談するよう指示あり		
5月26日	庄原警察署へ相談		
5月27日	県警捜査第二課より事情聴取あり		
6月5日	庄原警察署より当該請負工事関係書類の提出を求められる		
7月1日	庄原警察署より下記工事にかかる関係書類の押収を受ける 「川西浄水場機械電気設備改修工事」		
7月13日	庄原警察署より、市職員のC社を介しての 詐欺事件の告知を受ける		
7月14日	庄原警察署から告知された事件の被害届提出		
7月15日	土居逮捕、家宅搜索 関係書類押収 県警記者発表	謝罪会見	
7月16日			全員協議会(土居の公金詐欺事件説明)
7月27日			全員協議会-再度の説明
7月28日		庄原市不正防止対策設置要綱策定	
7月30日		第1回不正防止対策本部会議	
8月4日	土居公金詐欺にて起訴		臨時議会 庄原市職員定数条例の一部改正(議案上提)
8月5日	土居無給休職(辞令交付-庄原警察)		総務財政常任委員会 庄原市職員定数条例の一部改正審議

年月日	事件の経過	市及び水道課	議会
8月10日		水道事業管理規程及び水道事業職員の職に関する規程の一部改正  契約・検査事務について、管財課職員に水道事業併任辞令	臨時議会 庄原市職員定数条例の一部改正（議決） 職員不祥事に関する調査特別委員会設置（委員数8名） ★付託事項 職員の不祥事再発防止に向けた職員の意識改革の徹底と機構に関すること。  職員不祥事に関する調査特別委員会（第1回） 議題1、正副委員長互選 委員長 八谷文策 副委員長 林高正 2、今後の調査方針について 白紙の状態で行方から再度説明を受けることに決定。
8月21日			職員不祥事に関する調査特別委員会（第2回） 説明員：水道事業管理者（滝口市長）、津村水道課長、石原工務係長、黒田東城水道係長（國光副市長、堀江総務課長） 資料：工事発注検査体制の改善について 県警記者発表の内容 対象工事の概要について説明を受け質疑
8月31日		水道事業建設工事検査規程ほか7規程制定	
9月14日			職員不祥事に関する調査特別委員会（第3回） 説明員なし 資料：川西浄水場電気設備改修工事経過（株）山産への発注状況について説明、質疑
9月16日	土居第1回公判－罪状認否		
9月17日		職員分限・懲戒審査委員会（土居の懲戒処分について）	職員不祥事に関する調査特別委員会（第4回） 説明員：水道事業管理者（滝口市長）、津村水道課長、石原工務係長、黒田東城水道係長  議題：土居の処分、第3回提出資料に基づき事件の経緯説明、質疑
9月18日	土居懲戒免職（辞令交付-自宅）		
9月29日			職員不祥事に関する調査特別委員会（第5回） 説明員：なし 議題：参考人招致、現地調査、偽造設計書の内容について審査
10月1日			
10月5日			職員不祥事に関する調査特別委員会（第6回） 説明員：津村水道課長、黒田東城水道係長  議題：川西浄水場現地視察、午後委員外議員の意見聴取
10月14日		業者選定委員会－（株）山産指名除外	
10月16日		不正防止対策本部会議（第2回）	
10月19日			職員不祥事に関する調査特別委員会（第7回） 説明員：水道事業管理者（滝口市長）、津村水道課長、石原工務係長、黒田東城水道係長  議題：業者の処分、職員の懲罰、対策本部等の対応状況
10月23日			
10月26日			調査特別委員会委員長・副委員長への説明（H16の事件） 説明員：堀江総務課長、津村水道課長
10月28日			調査特別委員会委員に職員の処分状況を報告
10月29日	土居第2回公判－証人及び被告人尋問		議員全員協議会（職員の処分公表）
11月6日			職員不祥事に関する調査特別委員会（第8回） 説明員：なし 議題：提出資料説明、第2回公判報告
11月19日	土居第3回公判－論告求刑及び意見陳述		



年月日	事件の経過	市及び水道課	議会
11月25日			職員不祥事に関する調査特別委員会（第9回） 説明員：市長、事務担当副市長、総務課長、水道課長、工務係長、東城水道係長 資料：提出資料説明、不正防止対策本部所掌提出資料 ①A社B社の関係資料 ②この事件にかかる処分状況 ③不正対策本部会議の資料 ④水道事業における規程等の資料 ⑤職員の休暇状況、時間外勤務状況 ⑥第2回公判証言に対する調査資料
12月9日			職員不祥事に関する調査特別委員会（第10回） 説明員：なし 議題：委員会今後の調査及び委員会報告について
12月15日			職員不祥事に関する調査特別委員会（第11回） －委員会中間報告について
12月22日	土居第4回公判－判決 2年6ヶ月執行猶予5年		
平成22年2月4日		不正防止対策本部会議（第3回） 1・不正事件の再発防止に向けて 2・庄原市職員倫理要綱骨子について 3・公務員倫理研修の実施について	
2月10日			職員不祥事に関する調査特別委員会（第12回） －委員会最終報告について
2月19日		不正防止対策委員会	
2月24日			職員不祥事に関する調査特別委員会（第13回） －委員会最終報告について
3月1日		公務員倫理研修	職員不祥事に関する調査特別委員会（第14回） －委員会最終報告について 議長へ職員不祥事に関する調査特別委員会報告を行なう
3月4日			